

国立大学法人福島大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人福島大学役員給与規則により、本給の額について、必要と認める場合にはその者の職務経験及び業績等を勘案して決定することができる。また、期末特別手当の額について、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の業績に応じ、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができる。

福島大学は、「自由・自治・自立の精神の尊重」、「教育重視の人材育成大学」、「文理融合の教育・研究の推進」、「グローバルに考え地域とともに歩む」を基本理念とし、地域社会に根ざしつつ世界に羽ばたくことのできる人材を育成することを使命としており、福島大学プランを基盤として、大学院の創設・充実、教育の質の向上、特色ある研究の推進、地域連携の強化を学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、福島大学の学長は、職員数約450名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

福島大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の号俸を踏まえ、指定職5号俸相当として定めており、指定職5号俸が適用される官職である研究所・試験所の長は当法人と職務内容・職責が近い。

こうした職務内容の特性や指定職俸給表を準用していることを踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- (1)平成24年2月に成立した「国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律」（以下「特例法」という。）に関連して、以下の措置を講じた。
 - ・本給月額について、989千円から984千円へ引下げを行った。
 - ・平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間、本給月額及び期末特別手当の9.77%、地域手当及び広域異動手当の10%を減じて支給する改正を行った。
- (2)国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」を踏まえ、国家公務員退職手当法上の調整率の引下げと同様に支給割合の引下げ（改正前の100分の87）を行う改正を行った。また、職員の在職期間を有する役員について、調整額を適用する改正を行った。

理事

- (1)平成24年2月に成立した「国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律」（以下「特例法」という。）に関連して、以下の措置を講じた。
 - ・本給月額について、724千円から720千円へ引下げを行った。
 - ・平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間、本給月額及び期末特別手当の9.77%、地域手当及び広域異動手当の10%を減じて支給する改正を行った。
- (2)国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」を踏まえ、国家公務員退職手当法上の調整率の引下げと同様に支給割合の引下げ（改正前の100分の87）を行う改正を行った。また、職員の在職期間を有する役員について、調整額を適用する改正を行った。

理事(非常勤)	(改定なし)
監事	(該当者なし)
監事(非常勤)	(改定なし)

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 14,655	千円 10,494	千円 3,740	千円 420 (単身赴任手当)		3月31日	
A理事	千円 10,571	千円 7,678	千円 2,737	千円 155 (通勤手当)			
B理事	千円 10,494	千円 7,678	千円 2,737	千円 78 (通勤手当)		3月31日	
C理事	千円 10,526	千円 7,678	千円 2,737	千円 109 (通勤手当)		3月31日	
D理事 (非常勤)	千円 1,872	千円 1,872	千円	千円			
A監事 (非常勤)	千円 1,080	千円 1,080	千円	千円			※
B監事 (非常勤)	千円 1,080	千円 1,080	千円	千円			

注1:「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す

注2:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円 5,431 (54,351)	年 月 4 0 (43) (7)	H26.3.31	1.0	その者の業績に応じ、手当額を増減又は減額することになっているが、増減なしとした。	
理事	千円 1,987 (40,507)	年 月 2 0 (37) (8)	H26.3.31	1.0	その者の業績に応じ、手当額を増減又は減額することになっているが、増減なしとした。	
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

注:法人の長については、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の前職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

事務の簡素化・合理化を図り、経費抑制を行っていく他、中期目標・計画に従い効率化を図りながら、人件費の削減に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を充分考慮し、給与法等関係法令の改正、法人の収支状況、社会情勢等を斟酌の上、行うこととしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の勤務期間における、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。
本給月額 (昇給)	昇給日以前1年間の勤務期間を良好な成績で勤務したときに、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績に応じて昇給区分を決定し、昇給区分に応じた号給数を昇給させることができる。
本給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

(1)平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に関連して、以下の措置を講じた。

①本給表の本給月額の改正

一般職員本給表(一)の本給月額について、平均0.23%の引下げ。その他本給表の本給月額についても、一般職本給表(一)に準じた引下げた。

②給与減額支給措置の実施

平成24年8月1日から平成26年3月31日までの間、附属学校園教員を除き、本給月額を職務の級に応じて4.77%、7.77%または9.77%、本給の特別調整額、地域手当及び広域異動手当を10%、期末手当及び勤勉手当を9.77%減じて支給する改正を行った。

③本給の調整額の改正

教育職員(一)5級の調整額を15,100円から15,000円に引き下げた。

なお、附属学校園教員については、平成25年8月1日から平成26年1月31日までの間、本給月額を職務の級に応じて4.77%または7.77%、本給特別調整額を10%減じて支給する改正を行った。

(2)平成25年4月1日現在で31歳以上39歳未満の職員について、1号給上位に調整を行った。

(3)附属学校園教員の昇格時対応表(教育職(二)、教育職(三))を福島県公立学校職員初任給規則に準じて改正した。

(4)定年前早期退職特例措置として、従来の勸奨退職を廃止し、早期退職募集制度の導入を図るため、国家公務員退職手当法に準拠して、条文の整備を行った。

(5)国家公務員の給与制度に準拠し、給与構造改革における経過措置額を平成26年4月に全額廃止する改正を行った。

(6)55歳を超える職員の昇給について、人事院規則の一部改正に準じ、その者の勤務成績が特に良好以上である場合に限り行い、標準の勤務成績では昇給停止する改正を行った。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

[年俸制適用者以外]

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 375	歳 46.2	千円 6,672	千円 4,949	千円 95	千円 1,723
事務・技術	人 115	歳 42.8	千円 5,042	千円 3,813	千円 97	千円 1,229
教育職種 (大学教員)	人 198	歳 50.2	千円 7,767	千円 5,695	千円 104	千円 2,072
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員等)	人 19	歳 39.2	千円 6,260	千円 4,723	千円 58	千円 1,537
教育職種 (附属義務教育諸学校教員等)	人 42	歳 40.0	千円 6,209	千円 4,687	千円 60	千円 1,522
その他医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「技能・労務職種」は、教務助手を示す。

注3: 「教育職種(附属高校教員等)」は、附属特別支援学校教員を示す。

注4: 「教育職種(附属義務教育諸学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5: 常勤職員のその他医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

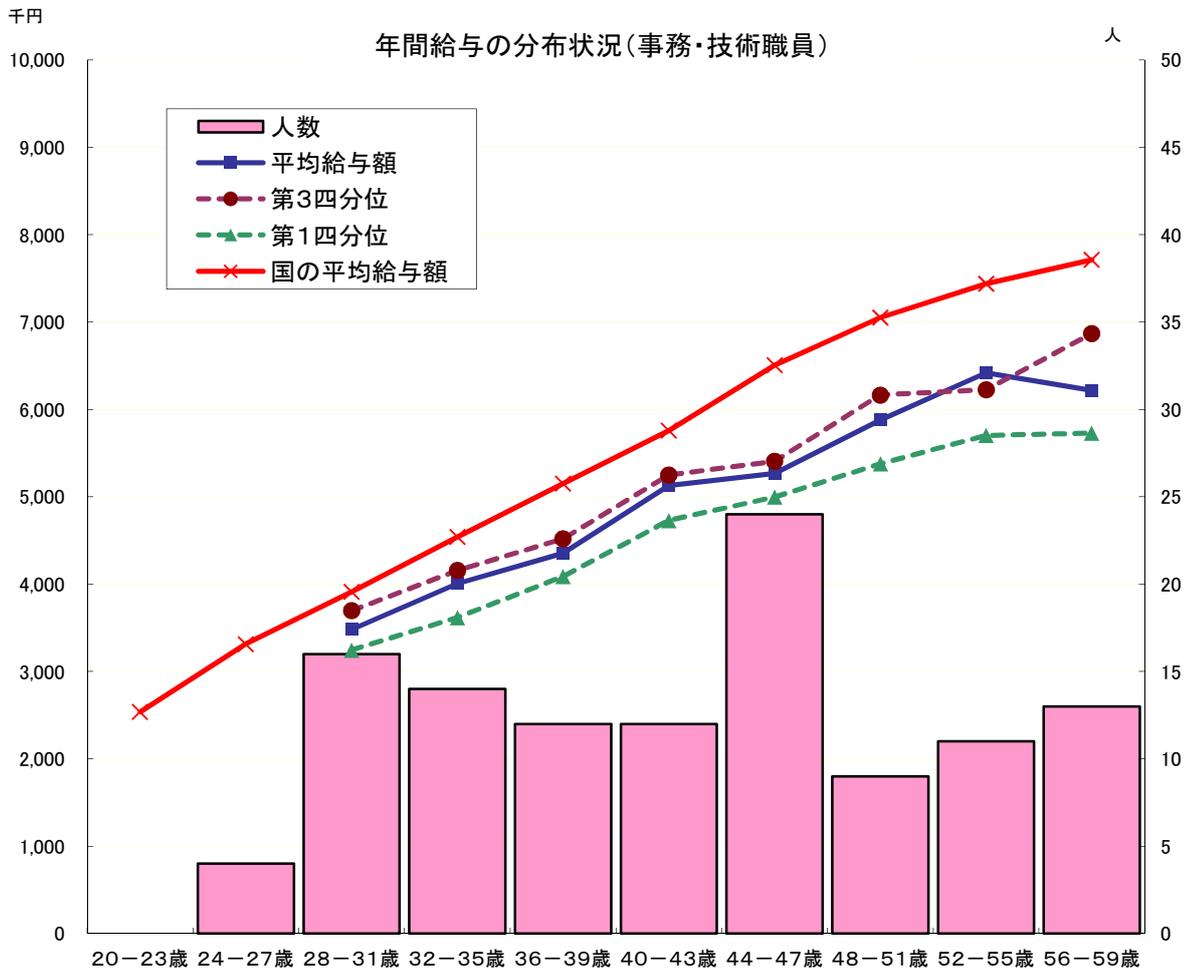
注6: 在外職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員については、該当者がいないため表を省略した。

[年俸制適用者]

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
任期付職員	人 49	歳 47.4	千円 4,132	千円 3,977	千円 111	千円 155
教育職種 (外国人教師等)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (契約大学教員)	人 42	歳 48.5	千円 4,360	千円 4,252	千円 123	千円 108
教育職種 (契約附属学校教員)	人 4	歳 37.8	千円 3,135	千円 2,581	千円 26	千円 554
事務・技術 (契約職員)	人 3	歳 44.8	千円 2,269	千円 1,980	千円 66	千円 289

注1: 常勤職員、在外職員、再任用職員、非常勤職員については、該当者がいないため表を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

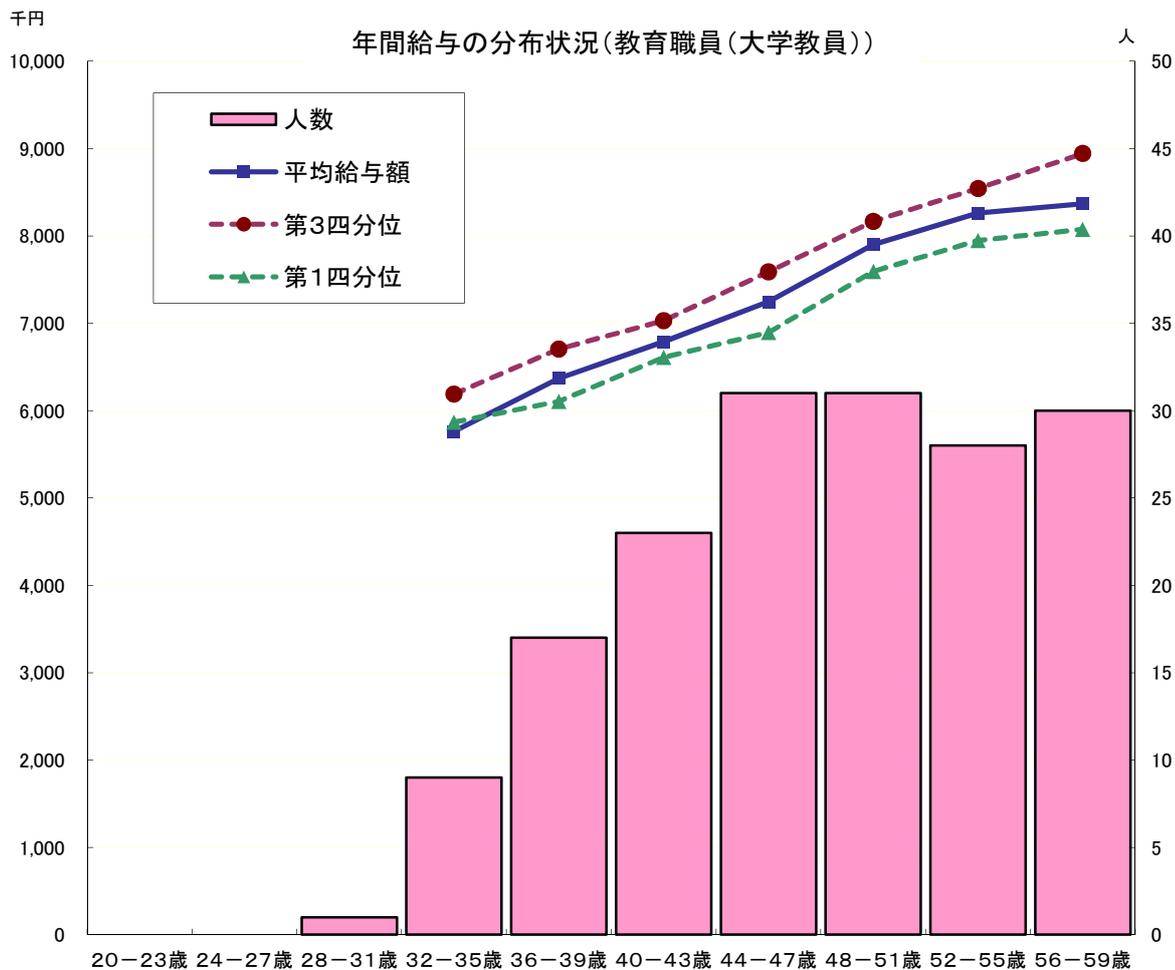
注2:年俸制適用者を除く。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
事務局長	1				
参事	12	54.7	6,226	6,724	7,113
副参事	14	49.9	5,719	5,874	6,147
主査	42	46.5	4,935	5,172	5,402
主任	25	37.3	4,049	4,260	4,519
主事	21	29.8	3,207	3,394	3,545

注1:「参事」は課長相当職、「副参事」は課長補佐相当職、「主査」は係長相当職、「主事」は係員相当職を表す。

注2:事務局長については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
教授	125	54.8	7,951	8,280	8,567
准教授	70	42.3	6,343	6,667	7,077
講師	1		—		—
助教	1		—		—
助手	1		—		—

注1: 講師、助教及び助手については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		主事	主任主事	主査主任	副参事	参事	参事
人員(割合)	115	5 (4.3%)	22 (19.1%)	61 (53.0%)	17 (14.8%)	6 (5.2%)	3 (2.6%)
年齢(最高～最低)		29 ～ 26	33 ～ 27	58 ～ 34	57 ～ 44	58 ～ 40	59 ～ 48
所定内給与年額(最高～最低)		2,518 ～ 2,222	3,197 ～ 2,368	4,525 ～ 2,700	4,939 ～ 3,720	5,421 ～ 4,945	5,553 ～ 5,386
年間給与額(最高～最低)		3,256 ～ 2,933	4,133 ～ 3,113	5,990 ～ 3,618	6,628 ～ 4,997	7,193 ～ 6,495	7,374 ～ 7,113

区分	計	7級	8級	9級
標準的な職位		参事	事務局長	事務局長
人員(割合)		0 (0%)	1 (0.9%)	0 (0%)
年齢(最高～最低)		～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	～	～
年間給与額(最高～最低)		～	～	～

注:8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助手、助教	講師	准教授	教授
人員(割合)	198	0 (0%)	2 (1.0%)	1 (0.5%)	70 (35.4%)	125 (63.1%)
年齢(最高～最低)		～	～	～	61 ～ 33	64 ～ 40
所定内給与年額(最高～最低)		～	～	～	5,545 ～ 3,339	7,441 ～ 4,892
年間給与額(最高～最低)		～	～	～	7,552 ～ 4,557	10,189 ～ 6,537

注:2級、3級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.7%	63.9%	62.8%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	38.3%	36.1%	37.2%
	最高～最低	46.7～35.5	43.3～32.8	44.9～34.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	62.8%	65.5%	64.2%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.2%	34.5%	35.8%
	最高～最低	42.9～34.1	40.0～32.1	40.0～33.6

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.9%	64.8%	63.4%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	38.1%	35.2%	36.6%
	最高～最低	47.6～35.2	47.6～32.9	47.6～34.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	62.3%	65.1%	63.8%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.7%	34.9%	36.2%
	最高～最低	47.1～35.1	47.1～32.5	47.1～33.9

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

84.6

対他の国立大学法人等

94.8

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

93.6

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 84.6	
	参考	地域勘案 92.4
		学歴勘案 84.0
	地域・学歴勘案 92.0	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 72.6% (国からの財政支出額 7,481百万円、支出予算の総額 10,304百万円：平成25年度予算)	
	【検証結果】 国からの財政支出の割合が50%以上となっているが、累積欠損額はなく、対国家公務員の比較指数は100以下であるため、給与水準は適正であると考えている。	
	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であるとする。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成24年度決算)	
講ずる措置	国家公務員の給与水準の動向を注視し、対国家公務員との比較指数が、引き続き適切な範囲内で推移するよう留意するとともに、人材獲得における競争力にも配慮し、適切な給与水準を維持する。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標 92.4

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	3,036,080	3,118,164	△ 82,084	(△2.6)	△ 268,187	(△8.1)
退職手当支給額 (B)	490,948	309,406	181,542	(58.7)	228,989	(87.4)
非常勤役職員等給与 (C)	645,800	538,983	106,817	(19.8)	265,635	(69.9)
福利厚生費 (D)	498,388	474,840	23,548	(5.0)	57,075	(12.9)
最広義人件費 (A+B+C+D)	4,671,218	4,441,396	229,822	(5.2)	283,513	(6.5)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

注3:最広義人件費、各区分について千円未満切り捨てのため、最広義人件費と各区分の合計額は必ずしも一致しない。

総人件費について参考となる事項

- i) 「給与、報酬等支給総額」の対前年度比が△2.6%となった主な要因
 - ・特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連し、給与減額支給措置を実施した。(平成24度は8月からの実施。)
 - ・総人件費改革の取組における、定年退職者の不補充などによる人件費削減を行った。
- ii) 「最広義人件費」の対前年度比が5.2%となった主な要因
 - ・退職手当については、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」に準拠し、支給率の引下げを行っているが、退職者増加により退職手当支給額が増額した。
 - ・プロジェクト等の有期雇用者数増に伴う「非常勤役職員等給与」、法定福利の加入者、掛け率の増加により「福利厚生費」が増加した。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし